

TSR コンプライアンスチェック利用約款

2022年4月1日改定

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

1. 本約款は、当社が利用者に対して本サービス等の提供及び利用許諾をするにあたり、必要となる事項を定めるものです。利用契約は、本約款の定めにより、その内容が規律されるものとしします。
2. 本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとしします。
3. 前二項の規定にかかわらず、当社は、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することができるものとしします。本約款を変更する場合は、本約款を変更する旨、変更後の約款の内容及び変更後の約款の効力発生時期を当社のウェブサイトで利用者が知り得る状態に置き又は利用者へ通知しします。
2. 前項の規定により本約款を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず(変更後の約款の効力発生時期の前に成立した利用契約を含みます)、最新版の約款を適用するものとしします。

第3条 (用語の定義)

本約款で使用する主な用語の定義は、次に掲げる通りとしします。

- (1) 本約款
この TSR コンプライアンスチェック利用約款をいい、別記及び料金表を含みます。
- (2) 利用契約
本サービス等の提供及び利用許諾に関する契約をいいます。
- (3) 当社
株式会社東京商工リサーチをいいます。
- (4) 利用者
当社との間で利用契約が成立している者をいいます。
- (5) ジー・サーチ
株式会社ジー・サーチをいいます。
- (6) 本サービス
当社が対象リストに対してスクリーニングを実施し、コンプライアンスチェックを行う役務をいい、その結果として提供される G-Search データは含まれません。
- (7) 対象リスト
コンプライアンスチェックの対象を記録した利用者オリジナルのリストをいいます。
- (8) G-Search データ
当社が本サービスにより提供する文章、数値、図表その他一切の情報をいいます。
- (9) スクリーニング結果ファイル
対象リストにスクリーニングの結果が付加された電磁的記録をいいます。

(10) 専用ウェブページ

コンプライアンスに関する情報が掲載された専用のウェブページをいい、当該情報は G-Search データに含まれます。

(11) 本サービス等

本サービス及び G-Search データをいいます。

(12) 当社のウェブサイト

<https://www.tsr-net.co.jp>及びその下位のディレクトリ並びにその後継となる他のドメインのウェブサイトをいいます。

(13) 料金表

当社が本サービス等の提供及び利用許諾をすることの対価を定めた書面又は電磁的記録をいいます。

第2章 利用契約の成立等

第4条 (申込み)

利用契約の申込みは、当社所定の方法によるものとしします。

第5条 (審査)

1. 当社は、利用契約の申込みがあった場合には、当該申込みを審査することができるものとしします。なお、当社は、当該申込みをした者に対し、審査基準を開示する義務を負いません。
2. 当社は、審査の結果、利用契約の申込みを承諾しないことができるものとしします。承諾しない場合は、その旨を、申込みをした者に対して通知しますが、理由を開示する義務を負いません。

第6条 (利用契約の成立)

利用契約は、次の各号のうちいずれか早い時に成立するものとしします。

- (1) 利用契約の申込みをした者に対して当社が書面により承諾の意思表示をした時
- (2) 利用契約の申込みをした者から当社が対象リストを受領した時

第3章 本サービス等の提供及び利用許諾等

第7条 (本サービス等の提供)

1. 当社は、利用者に対し、利用契約及び本約款の定めに基づき、本サービス等を提供しします。
2. 本サービスは、1 利用契約につき 1 回提供しします。ただし、当社と利用者間で提供回数に関する書面による別段の合意がある場合は、この限りではありません。
3. 当社は、利用者に対し、本サービスの結果報告として、スクリーニング結果ファイルを提供しします。なお、提供時期、提供場所、提供方法その他スクリーニング結果ファイルの提供に必要な事項は、利用契約で定めしします。
4. G-Search データは、スクリーニング結果ファイル又は専用ウェブページにより提供されしします。なお、専用ウェブペー

ジのアドレスは、スクリーニング結果ファイルに掲載されます。

5. 専用ウェブページは、スクリーニング結果ファイルに掲げられた利用期限の日まで利用することができます。
6. 本サービス（スクリーニング結果ファイルにより提供される G-Search データを含みます）の提供は、当社が利用者にスクリーニング結果ファイルを引渡しした時をもって完了とします。また、専用ウェブページによる G-Search データの提供は、利用者の求めに応じた自動的な送信をもって、提供完了とします。

第 8 条（G-Search データの利用許諾）

1. 当社は、利用者に対し、利用契約及び本約款の定めに基づき、G-Search データの利用を許諾します。
2. 前項の規定による G-Search データの利用許諾は非独占的なものであり、当社は、利用者の承諾を得ることなく、第三者に対しても G-Search データの利用を許諾することができるものとします。

第 9 条（著作権等）

1. 本サービス等の著作権及びその他の知的財産権（以下「著作権等」といいます）は、当社又は当社に対して著作権等の利用又は実施を許諾した者（以下「原権利者」といい、この用語には著作権等の対象にならないデータ等の利用を許諾した者を含みます）に帰属します。
2. 利用契約は、当社が利用者に対し、利用契約及び本約款で定める本サービス等を利用する権利の範囲を超えて本サービス等の著作権等を譲渡し、貸し付け、担保に供するなど処分するものではありません。
3. 利用者は、当社に対し、本サービス等を利用するために利用者が使用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等が、本サービス等の利用に際して、第三者の著作権等を侵害しないことを保証するものとします。

第 10 条（G-Search データの利用期間）

G-Search データは、期間の定めなく利用することができます。ただし、利用契約が解除又は解約された場合には利用することができません。

第 11 条（利用者による資料の提供）

1. 当社が利用者に本サービス等を提供するためには、利用者が保有する取引先リストやその他の企業リスト等の資料（対象リストを含み、以下「利用者資料」といいます）を必要とすることがあります。この場合、利用者は、当社に対し、速やかに当該利用者資料を利用者の責任と負担により提供するものとします。
2. 利用者は、当社に利用者資料を提供するにあたっては、当社に対し、当該利用者資料に関して、次に掲げる事項を保証するものとします。
 - (1) 偽りその他不正の手段により入手したものではないこと。
 - (2) 秘密保持契約等により第三者から当社に対する開示を禁止されていないこと。
 - (3) 前二号で規定するほか、当社に提供するために必要な一切の権原を有していること。
3. 当社は、利用者資料の瑕疵について検証する義務を負いません。
4. 当社は、利用者資料に関して、利用者の承諾を得ることなく次に掲げる行為をしません。

(1) 第三者に開示すること。

(2) 利用者に対して本サービス等の提供及び利用許諾をするために必要がある範囲を超えて利用すること。

5. 前項の規定にかかわらず、当社は、その業務委託先に対し、利用者に本サービス等を提供し、利用許諾をするために必要がある範囲内で、利用者資料を取扱わせることができるものとします。この場合は、当該業務委託先による利用者資料の取扱いに関して、当社が利用者に対する利用契約及び本約款上の責任を負います。
6. 当社は、利用者に本サービス等の提供及び利用許諾をするために必要がある場合には、利用者資料の複製等を行うことができるものとします。なお、利用者資料の複製等をしたものの取扱いは、原本に準じるものとしますが、利用者資料と G-Search データのマッチング等により一体化した場合における G-Search データに関わる部分は除きます。
7. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合には、利用者に対し、利用者資料を返却又は消去若しくは廃棄します。ただし、当社は、取引の記録を保持するために必要があるときは、引続き利用者資料の複製等をしたものを取扱うことができるものとします。
 - (1) 利用者に本サービス等を提供するために取扱う必要がなくなった場合
 - (2) 利用者から返却又は消去若しくは廃棄を求められた場合
 - (3) 利用契約が終了した場合
8. 当社は、利用者が利用者資料を提供しないことにより利用者に生じる損害について、利用者に対し、一切の責任を負いません。

第 12 条（TSR 企業情報ファイル等の利用）

1. 当社が本サービスを提供するためには、当社の商品である TSR 企業情報ファイル又は D&B WorldBase（以下「TSR 企業情報ファイル等」といいます）を利用して、対象リストを本サービスで利用可能な専用のフォーマット（以下「専用フォーマット」といいます）に変換する必要があります。この変換作業は当社が行います。
2. 利用契約には TSR 企業情報ファイル等の提供及び利用許諾は含まれません。利用者は、当社と別途契約の上、TSR 企業情報ファイル等の提供及び利用許諾を受ける必要があります。
3. 利用者による TSR 企業情報ファイル等の利用条件については、TSR 企業情報ファイル等の利用契約で定めるところによります。
4. 専用フォーマットは、その基となっている TSR 企業情報ファイル等の利用権の範囲内で利用することができます。
5. 専用フォーマットの利用権は、その基となっている TSR 企業情報ファイルの利用権の消滅したときは、同時に消滅します。専用フォーマットとコンプライアンス記事が不可分の場合、利用者は、専用フォーマットの利用権が消滅した後はコンプライアンス記事も利用することができません。

第 13 条（本サービスに関する非保証）

1. 当社は、利用者に対し、スクリーニングの正確性、完全性等を保証しません。
2. 当社は、利用者に対し、専用ウェブページがバグ、中断又はエラーなく利用できること、また、専用ウェブページの安定提供、サービスレベル及びパフォーマンスに関して保証しません。

第 14 条（ID・パスワードの使用及び管理）

1. 当社は、利用者に対し、専用ウェブページを利用するためのID及びパスワードを発行します。
2. 利用者は、専用ウェブページを利用するためのID及びパスワードを第三者に使用させてはなりません。
3. 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにパスワードを変更するものとします。
 - (1) 当社から仮パスワードを発行されたとき。
 - (2) 当社から求められたとき。
4. 利用者は、ID又はパスワードの失念、紛失又は流出等（以下「紛失等」といいます）をした場合には、直ちに当社に申し出をし、当社の指示に従うものとします。
5. 当社は、利用者に対して発行したIDによりなされた行為（紛失等の最中になされた行為を含みます）については、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、利用者によりなされたものとみなします。

第15条（必要な設備機器等）

1. 利用者は、本サービス等を利用するために必要な当社が求める基準を満たすハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等を、自己の責任と負担により用意するものとします。
2. 利用者は、本サービス等を利用するにあたり必要なコンピュータウイルス対策、不正アクセス対策その他一切のコンピュータセキュリティ対策を、自己の責任と負担により行うものとします。
3. 利用者は、本サービス等を利用するために必要なソフトウェアのインストール作業、設定作業その他これらに類する一切の作業を、自己の責任と負担により行うものとします。

第16条（ジー・サーチとの関係）

本サービス等は、当社がジー・サーチから許諾を受けて利用契約に基づき利用者へ提供及び利用許諾するものであり、ジー・サーチは契約当事者にはなりません。

第17条（本サービス等の提供の委託）

当社は、本サービス等を提供するために必要な作業の全部又は一部を、利用者の承諾を得ることなくジー・サーチに委託することができるものとします。

第18条（当社による利用者情報の提供）

利用者は、当社がジー・サーチに対して、利用者による本サービス等の利用に関する情報を提供することについて同意するものとします。

第19条（G-Search データライセンス規定の適用）

G-Search データの提供及び利用に関しては、本則（本約款の別記及び料金表を除いた部分をいいます）で規定するほか、別記「G-Search データライセンス規定」の定めるところによるものとします。

第4章 利用料金等

第20条（利用料金等）

1. 利用者は、当社に対し、本サービス等の提供及び利用許諾を受けることの対価（以下「利用料金」といいます）として、料金表に記載又は記録された金額を支払うものとします。
2. 本サービス等の利用料金は、定額制利用料金（本サービスの提供に関して契約成立時等に又は月・年などを単位として定期的に支払う利用料金をいいます）及び従量制利用料

金（G-Search データの提供を受けた件数等に応じて支払う利用料金をいいます）のいずれか一方又は両方が利用契約の定めに従って適用されます。なお、従量制利用料金は、利用者が専用ウェブページに表示されるG-Search データの取得ボタンをクリックしたときに生じます。

3. 利用料金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）を含みません。利用者は、当社に対し、利用料金に消費税等相当額を加算して支払うものとします。
4. 当社は、本サービス等の提供後は、理由の如何にかかわらず利用料金及び消費税等相当額の返金をしません。

第21条（支払方法等）

1. 支払方法は、当社が指定する銀行口座への振込みとします。なお、振込手数料は、利用者の負担とします。
2. 当社は、利用者に対し、毎月1日から末日までに支払額が確定した利用料金について、確定後速やかに請求書を発行することにより、当該利用料金の請求をします。
3. 支払期限は、請求書受領日の翌月末日（ただし、支払期限の日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日まで）とします。

第5章 事件・事故への対応等

第22条（本サービス等の利用停止等）

1. 当社は、利用者による本サービス等の利用が利用契約又は本約款に違反している疑いがある場合には、その疑義を利用者に示した上で、当該疑義が解消されるまでの間、利用者に対する本サービス等の提供及び利用者による本サービス等の利用を停止することができるものとします。
2. 当社は、前項の規定により利用者に対する本サービス等の提供又は利用者による本サービス等の利用を停止したことで利用者へ損害が生じて、利用者に対し、一切の責任を負いません。

第23条（法令の定めに基づき開示を命じられた場合）

利用者は、G-Search データの全部又は一部について、公的機関から法令の定めに基づき開示を命じられた場合には、その旨を直ちに当社に連絡のうえ、当社の指示に従うものとし、その指示に異議を述べないものとします。

第6章 契約解除等

第24条（利用契約の解除）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、事前に何ら通知又は催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 支払の停止（1回のみの手形又は小切手の不渡りを含みます）があったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立て又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 支払猶予の申出（利用契約及び本約款に基づく支払に限りません）、その他支払が困難と認められる事由が生じたとき。
 - (4) 監督官庁から営業停止処分、営業許可の取消処分等を受けたとき。
 - (5) 事業を停止し、相当な期間内の再開が見込めないとき。
 - (6) 合併によらないで解散の決議をしたとき。
 - (7) 申込書又はこれに代わる電磁的記録等の記載又は記録事項に虚偽の記載又は記録がされていたとき。

- (8) 利用契約若しくは本約款に違反したとき又はそのおそれがあるときで相当な期間を設けて改善を求めても是正されないとき若しくは是正される見込みがないとき。
 - (9) 当社若しくは当社の関係者の名誉、信用を失墜させたとき又は当社若しくは当社の関係者に重大な損害若しくは危害を及ぼしたとき。
 - (10) その他前各号に類するような利用契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。
2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除したことで利用者に損害が生じて、利用者に対し、その損害賠償責任を負いません。
 3. 前二項の規定は、当社から利用者に対する当該契約解除に起因した損害賠償請求を制限するものではありません。

第25条 (利用契約終了時の措置)

1. 利用者は、利用契約が解約又は契約解除等により終了した場合には、直ちに G-Search データの利用を中止し、利用契約が終了した日から起算して10日以内に（以下、この期間を「消去廃棄期間」といいます）G-Search データを消去又は廃棄するものとします。
2. 利用者は、当社から求められた場合には、当社に対し、前項で規定する消去及び廃棄が適正に行われたことを証明する書面（以下「消去廃棄証明書」といいます）を、遅滞なく提出するものとします。なお、消去廃棄証明書が提出されない場合には、当社は、前項で規定する消去及び廃棄が行われていないとみなすことができるものとします。
3. 消去及び廃棄並びに消去廃棄証明書の発行に必要な費用は、利用者が負担するものとします。

第7章 損害賠償請求等

第26条 (損害賠償)

当社は、利用者が利用契約又は本約款に違反したことにより損害を被った場合には、利用者に対し、その損害賠償請求をすることができるものとします。

第27条 (遅延損害金)

当社は、利用契約及び本約款に基づく利用者の当社に対する金銭の支払いが所定の期限よりも遅延した場合には、利用者に対し、日歩4銭の遅延損害金を請求することができるものとします。

第28条 (免責)

当社は、本サービス等によって、直接又は間接的に生じた利用者又はそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとします。ジー・サーチ及び情報提供者等も同様とします。

第8章 一般条項

第29条 (不可抗力)

1. 当社は、本サービス等の提供前に、天災地変、火災、爆発、停電、通信網の遮断、輸送機関の事故、戦争、内乱、騒乱、暴動、労働争議、核燃料物質による事故、感染症のまん延、公権力による処分・命令、法令の制定・改廃その他の不可抗力（以下「不可抗力」といいます）が生じた場合には、提供又は利用条件の変更、利用契約の解除その他必要な措置を講じることができるものとし、これにより利用者に損害が生じて、利用者に対し、一切の責任を負いません。

2. 利用者は、本サービス等の提供後に行われる法令の制定・改廃等に伴い、当社が G-Search データの利用許諾に関して適法性を確保するための措置を講じる必要がある場合には、当該措置に従うものとし、これにより利用者に損害が生じて、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。
3. 本サービス等の提供後に生じる不可抗力によって利用者が G-Search データを利用することができなくなった場合には、その危険負担は利用者が負うものとします。

第30条 (期限の利益の喪失)

利用者は、第24条第1項各号のいずれかに該当した場合には、利用契約が解除されるか否かにかかわらず、当社に対する全ての金銭債務について期限の利益を喪失し、直ちに支払わなければならないものとします。

第31条 (反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、自己又はその役員、顧問・相談役・執行役員等の役員に類する者若しくは経営を実質的に支配する者（以下「役員等」といいます）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに類する者（以下「反社会的勢力」といいます）でないことを、当社に対して表明し、確約するものとします。
2. 利用者は、自己又はその役員等が反社会的勢力を利用したり資金を提供又は便宜を供与したりするなど、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係又はその他の密接な関係を有しないことを、当社に対して表明し、確約するものとします。
3. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為をしないことを、当社に対して確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に類する行為
4. 利用者は、自己の使用人及び取引先が反社会的勢力でないことを確認するように努めるものとし、万が一、反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに契約解除等の適切な措置を講じ、当社に対して確約するものとします。

第32条 (権利義務の譲渡)

1. 利用者は、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供するなど処分してはならないものとします。
2. 当社は、利用契約に関わる事業を譲渡する場合には、利用者へ通知することにより、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲渡会社に譲渡することができるものとし、利用者は、これを異議なく承諾するものとします。

第33条 (余効)

本約款の各条項で個別に当該条項が利用契約の終了後も有効に存続すると規定している場合のほか、その他の各条項の性質上、利用契約の終了後においても当然に効力を有すると解すべきもの（例えば、第26条（損害賠償）、第28

条（免責）などをいい、これらに限りません）は、利用契約の終了後においても引続き有効に存続するものとします。

第34条（準拠法）

利用契約及び本約款は、日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されるものとします。

第35条（合意管轄）

利用契約及び本約款と関連して当社と利用者間で紛争（裁判所の調停手続を含みます）が生じた場合には、利用者が第4条で規定する利用契約の申込みをした当社の本社、支社又は支店の所在地を管轄する高等裁判所所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

（別記）

G-Search データライセンス規定

第1条（G-Search データを利用することができる者の範囲）

G-Search データを利用することができる者の範囲は、次に掲げる通りとします。

(1) 利用者が法人の場合

利用者の利用契約で定めた事業所に限り利用することができます。

(2) 利用者が法人格のない団体の場合

法人の場合に準じるものとします。

(3) 利用者が個人の場合

利用者本人に限り利用することができます。

第2条（G-Search データに関する非保証）

当社は、利用者に対し、G-Search データに関して、正確性、完全性、最新性、有用性、適時性、安全性、甲の特定目的との適合性を有すること何らかの保証をするものではありません。

第3条（複製等の制限）

1. 利用者は、G-Search データの複製を、次に掲げる範囲内で、かつ、第1条で定める利用者が利用するために必要最小限の範囲内に限りすることができます。

(1) スクリーニング結果ファイルに記録された G-Search データを利用者のコンピュータでローディングしてディスプレイに表示させること。

(2) 専用ウェブサイトアクセスして G-Search データの送信を受け、コンピュータディスプレイに表示させること。

(3) 前二号の規定によりコンピュータディスプレイに表示させた G-Search データの内容をプリンタにより印字

すること。

2. G-Search データを複製したもの（以下「複製物等」といい、電磁的記録によるものを含みます）の利用条件は、原本である G-Search データと同一とし、利用者は、原本において禁止又は制限されている行為を、複製物等においてもしてはなりません。

3. 利用者は、複製物等に関して、G-Search データの利用権の範囲を超えて、一切の権利主張をしてはなりません。また、利用者の役員及び職員に対し、一切の権利主張をさせてはなりません。

4. 前項の規定は、利用契約の終了後においても有効に存続するものとします。

第4条（禁止事項）

1. 利用者は、G-Search データにおいて、次に掲げる行為をしてはなりません。

(1) 第1条の規定により認められる範囲外の者に G-Search データを利用させること。

(2) 前条の規定により認められた範囲を超えて G-Search データの複製、翻訳、翻案、転載その他これらに類する行為をすること。

(3) G-Search データをファックス、電子メール等により送信すること。

(4) G-Search データの全部又は一部を第三者に公表すること又は利用させること。

2. 前項の規定は、利用契約の終了後においても有効に存続するものとします。

以上

<以下余白>